スプリングレビュー調書

企画部

【基本政策】

協働による都市経営の推進

【新たな視点による政策提案】

◆ 平成23年度税制改正大綱における市民公益税制について、NPO法人等への支援策と して寄付しやすい環境の整備が検討されており、その一つとして、市等への寄付を 通じたNPO法人等への助成の仕組みが取り上げられている。

【第2次浜松市総合計画の計画期間(H23~26)における主要課題等】

- ◆ 三遠南信地域連携ビジョンの実現に向けた取り組みを中心とした、他の自治体との 連携による広域行政の推進
- ◆ 利用しやすく分かりやすい組織や業務執行体制の構築
- ◆ 職員の政策法務力の一層の向上と訴訟等の未然防止及び訴訟等への迅速かつ円滑な 対応
- ◆ 市民主役の国際交流や国内外の都市との連携の推進
- ◆ 地上デジタル放送の難視聴地域や携帯電話不惑地域の解消、光ファイバー網の整備 促進
- ◆ 都市部との交流・連携の促進による、中山間地域の振興
- ◆ 市民の力が協働に結びつく仕組みづくり
- ◆ すべての人が安心して暮らすことができ、その持てる能力を最大限に発揮できるユニバーサルな環境社会の形成

【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

◆ 市民等からの寄付金を活用した市民活動団体への支援の仕組み(市民協働推進課)

【協議事項】(案件名を記入してください)

① 地域まちづくり基金の創設について

【現状と課題】

住民が主体となる地域社会を今後とも維持していくには、地域住民が考え、行動してもらうことが基本であるが、<u>中山間地域においては</u>、少子高齢化が著しく、限界集落も増加しており、住民自治の基盤とも言える自治会などの運営も困難になりつつある。

このため、住民自治機能を補完し、地域コミュニティを維持していくため、<u>各種団体の連携や地域ぐるみの取り組みが重要</u>となっており、こうした<u>住民の自発的な取り組み</u>を支援する仕組みづくりが求められている。

【課題解決に向けた今後の方向性】

- ①<u>中山間地域を対象とする「地域まちづくり基金」を創設</u>し、地域内の安心・安全の確保、定住、交流の推進や地域特性や資源を活かしたまちづくりなど<u>地域の課題解決な</u>どに向けた住民の取り組みに対して支援する。
- ②事業提案主体となる地域の組織の設置、認定。

【今後の主要事業】

〇庁内PTの設置 (平成23年度)

基金の制度設計や事業決定から実施までのスキームの検討。

- ・対象地域は、中山間地域(天竜、春野、佐久間、水窪、龍山、引佐北部)とする。
- ・地域の課題解決ための提案や取り組みに対し基金を活用する。
- ○地域への説明、事業主体などの受け皿づくり。(平成 23 年度)
- ○一部実施(受け皿ができた地域から)(平成24年度)

【論点】

- ◆ 基金創設に向けた進め方
- ◆ 基金の活用方法について

【協議要旨】

◆ 受け皿となる団体の枠組みは、旧市町村単位に限定することなく柔軟なものとし、今後、進め 方を検討し制度化する。

【協議事項】

② 市民協働について(はままつ夢基金制度の見直し)

【現状と課題】

- ・ 市民協働推進条例により市民協働推進基金(愛称:はままつ夢基金)を設置し、市民 等からの寄附金を財源として市民活動団体へ補助金を交付する制度を実施している。
- ・ 運用上、寄附の際に活用先を希望することもできたが、寄附金が無条件で指定された 団体に助成される、いわゆるトンネル寄附との見解がされないよう、助成の段階で市 民協働推進委員会の審査等のルールを設け制度を実施している。
- ・ 個人が特定のNPO法人等へ助成することを希望して支出する寄附金に係る個人住民税の取扱いについて、平成22年12月17日付総務省自治税務局市町村税課長通知が発出され、原則としてふるさと寄附金に該当することが明らかにされた。
- ・<u>新しい公共の担い手を支える仕組みとして有効に機能するよう、はままつ夢基金制度</u> を活性化させる必要がある。

【課題解決に向けた今後の方向性】

- ・はままつ夢基金制度における<u>団体指定寄附の取り扱いを明確化し、寄附者の意向を最</u> 大限尊重することのできる仕組みに見直しを図る。
- ・ 寄附が国税及び地方税の控除対象となることや、団体の育成につながることの PR を 強化するとともに、寄附から助成までのプロセスを分かりやすくすることで、<u>寄附を</u> しやすい環境づくりを進める。
- ・<u>補助金交付については、市民等からの寄附金を財源とするものであり、寄附者の希望</u> を尊重するためにも、補助金見直しに係るガイドラインの例外的な取り扱いとする。
- ・ 補助金交付に係る対象団体、交付基準や審査方法等、助成における審査機関である市 民協働推進委員会の意見を聞き制度設計を検討する。
- ・他の基金における団体指定寄附の取扱いについて調整を図っていく。

【今後の主要事業】

・新しいはままつ夢基金制度について、<u>平成23年度中に検討を行い、平成24年度当初</u>から再スタートする。

【論点】

- ◆ 本制度による補助金交付について
- ◆ 補助対象経費、補助率、限度額の設定などの見直しについて

【協議要旨】

◆ 他都市の事例を参考に、様々なシミュレーションを研究した上で、条件の設定、認定のあり方、 チェック体制などを検討し制度化する。

【協議事項】(案件名を記入してください)

③ 区出先機関再構築の方針について

【現状と課題】

- ・人口減少社会が到来し、今後も厳しい行財政環境が続くことが予想される中、区役所 を核にした市民サービス提供体制の再構築が求められている。
- ・持続可能な自治体経営を行うため、行財政改革の観点から、<u>行政経営資源の再配分や</u> 再配置を行う必要がある。

【課題解決に向けた今後の方向性】

- ・<u>市民との協働により地域づくりを進めるため</u>、地域自治センター、公民館、市民サービスセンターを(仮称)地域協働センターとして再編し、広報・広聴をはじめ、簡易な相談業務、地域コミュニティづくりへの支援、各種行事やイベント、生涯学習等の<u>様々</u>な地域活動への支援などを通じて、市民とともに住みよい地域づくりを進める。
- ・<u>天竜、北、西区内の(仮称)地域協働センターについては</u>、地域特性に配慮し、基礎的な行政サービス、市民協働機能のほか、災害対応、まちづくり事業、施設管理などの機能を必要に応じ適宜加える。
- ・市民サービスセンターについては、近隣の同機能施設との距離、取り扱い件数の推移 等を踏まえ、<u>統廃合を進める</u>。

【今後の主要事業】

- ○(仮称)地域協働センターへの再編
 - ・地域自治センターを地域協働センターとして再編 (平成 24 年度実施)
 - ・なゆた浜北、五島市民サービスセンターの廃止 (平成24年度実施)
 - ・公民館を地域協働センターとして再編 (平成24年度以降)
 - ・龍山地域自治センターと龍山総合センターの機能集約 (平成 25 年度実施)
- ○市民協働コーナーの設置
 - ・地域協働センターに市民協働コーナーを設置 (平成24年度以降)

【論点】

- ◆ 現地域自治センター、公民館、市民サービスセンターの地域協働センターへの再編について
- ◆ 地域協働センターへの市民協働コーナー設置について
- ◆ 龍山地域自治センター及び龍山総合センターの機能集約についてて

【協議要旨】

- ◆ 原案のとおり、地域協働センターへの再編を進める。
- ◆ 取り扱い業務の統一に向けては、再編後、実態を調査し分析を進める。
- ◆ 龍山地域自治センターと龍山総合センターの機能集約については、手法等の検討を進め、早期に取り組む。

יו רי	男勢 皿 近 わソ	ا گر ا			Ц			公民館等 F	観 観		I		市民サービスセンター
引佐、三ヶ目	春野、佐久 間、水窪、龍	業 経 発 が、 米 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	浜松西浜松北	旧内で、近の伊	公下设入	兵北市 -ビスセン 館(28		中部、西部、可能、 1年、 1年、 1年、 1年、 1年、 1年、 1年、 1年、 1年、 1年	mr.	大部区にからかっます。	内の市:設小規	天竜区内の市民サービスセンター併設小規模公民	駅前、高丘葵、飯田、可美、新都田なゆた浜北、赤佐、鹿島、龍山北
,				施設)				17日		作	加克 /		
		一 华/北	五八二五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二						# L/ /			1	\\ \frac{1}{1}
		(仮称)、脳動力ンダ	画わンダー	ı					(校科	(食を)ふためいセンダ	۵114 ا	ダー	巾氏サーヒイセンター
	₩	務		日 強災領 強米 天	を 機器 日 期	形形 難 類	B 引佐 三ヶ日	O 第 図 図	 	務	D 完 完 品	H 長 数	駅前、高丘葵、 行政サービス 飯田、可美、 (102種) 新都田、赤佐、
3 (U);	まちづくり活動の支援										串		邺
是供、	情報提供、情報交換の推進	7111							世	本 品点			行政サービス語によ
果題	地域課題解決に向けた取組み	田み		0	0	0	0	0	化ス	トスポーツ事	0	0	(14種) 龍山北
団体(地域団体のネットワーク化の	ク化の支援							業	小山里米施			
光高.	生涯学習・文化スポーツ事業の企画実施	業の企画実	宿						Ĭ				
Ţ	行政サービス(102種)				0	0	0	0	<u> </u>	行政サーカス(200種)		0	
ービス	行政サービス(介護保険、国保・年金異動、後期高齢者医療など)	を異動、後期高	冷者医療など)				0	0	-	(± , 7 ,			
ービス	行政サービス(上記以外で地域自治センター	センターで取り扱	で取り扱っていたもの)					0					
地域防災						0	0	0					
の利	施設の利用許可、施設の不備・破損等の対応	√備·破損等(の対引			0	0	0					
ジケ	地域イベントの支援					0	0	0					
間地打	中山間地域振興(天竜区、	引佐北部地域)	域)				0	0					
対策(環境対策の初期対応							0					
)簡	林道の簡易な維持管理(引佐のみ)	佐のみ)					0						
首の作	農林道の簡易な維持管理							0					

※雄踏は雄踏文化センターに、細江はみをつくし文化センターに、天竜は二俣公民館に(仮称)協働センターを配置する。 ※三ヶ日公民館は、三ヶ日地域自治センターと統合し(仮称)協働センターとする。

1 目的

地域自治センターや公民館・市民サービスセンター等の(仮称)地域協働センターに移行する施設内に、地域住民に身近な市民活動の拠点として、市民活動に関する打合せ等ができるオープンスペースを整備し、市民協働の活発化を図る。

2 整備の考え方

- ・ 既存の公共施設の空きスペースを活用し、維持管理のための新たな人的、財政的経費負担が 生じないものとする。
- ・ 場所の確保や開設に伴う施設の維持管理については、各施設を所管する部署が行う。
- ・ スペース的に設置が難しい施設もあることから、設置可能な施設から随時実施。
- ・ 整備にあたりコピー機や机・椅子等の調達が必要となった場合の予算措置は今後、施設側と 調整。

【イメージ】

平成22年度、モデルとして、引佐地域自治センターと(旧)三ヶ日保健センターの空きスペースを活用して市民活動に関する打合せ等ができる「市民協働スペース」を整備。このスタイルをモデルとする。







3 今後のスケジュール

	23年度	24年度~
市民協働推進課	モデルの検証 遊休スペースの調査 設置可能施設抽出 時間、機能の調整 備品類等予算措置調整	
地域自治センター 引佐、三ヶ日 H22モデル実施		(仮称)地域協働センター
公民館	設置場所・時間・設備等の検討開設準備	設置可能施設から
区役所	区役所内への設置についても検討	

区出先機関再構築の基本方針(骨子修正案)について

1 再構築にいたる背景と理由

(1)時代背景・人口減少社会の到来、持続可能な自治体経営

(2)基本構想・民主主義に基づく自治の実践

・社会関係資本を基盤とした市民協働によるまちづくり

・将来の飛躍に向けた「ひとつの浜松」の形成

(3)都市経営戦略・市民に身近な区役所の実現

(4)区役所の役割・3つの機能

「市民に身近なサービスを効果的・効率的に提供する機能」

「市民と市政をしっかりとつないでいく機能」

「市民との協働により、まちづくりを推進する機能」

2 区役所の役割ごとの現状と課題

- (1)「市民に身近なサービスを効果的・効率的に提供する機能」
 - ・地域自治センター、市民サービスセンターによって、取扱業務や取扱件数に差異がある。
 - ・区役所の新設等により、提供機関の重複配置が見られる。
 - ・証明などの発行件数が、全体的に減少している。
- (2)「市民と市政をしっかりとつないでいく機能」
 - 市民への行政情報や地域情報の発信が求められている。
 - ・公民館について、生涯学習機能が中心であり、地域のコーディネート機能が求められている。
- (3)「市民との協働により、まちづくりを推進する機能」
 - ・市民協働を進めるうえでは、地域における情報交流や地域課題に関する情報収集、提供が必要である。
 - ・市民協働の地域における拠点を明確にする必要がある。

3 再構築の視点

- (1)的確な行政サービスの提供と効率的な区役所運営の両立
- (2)ゼロベースでの出先機関の機能と組織の検討
- (3)地域特性への配慮
- (4)将来動向を見越した行政サービス提供の抜本的な見直し

- 4 再構築の趣旨(目指す区行政組織の姿)
 - (1)市民に身近な行政サービスを、区役所及びその出先機関において効果的・効率的に提供する。
 - (2)的確な行政情報の提供と積極的な広聴活動により、行政への市民参加を進める。
 - (3)地域住民との協働により、地域の課題を発見・解決するなど、市民が主役のまちづくりを推進する。

5 取組方針と具体的な取組

(1)(仮称)協働センター・(仮称)ふれあいセンターの設置、及び市民サービスセンターの再配置

地域自治センター、公民館、市民サービスセンターを再編し、地域における住民自治・市民協働、生涯 学習、行政サービス提供の拠点として(仮称)協働センターを全市に配置する。

①地域自治センター

- ・舞阪、引佐、三ケ日、春野、佐久間、水窪、龍山の地域自治センターを(仮称)協働センターとする。
- 浜松西及び浜松北地域自治センターについては廃止する。
- ・雄踏、細江及び天竜地域自治センターについては廃止する一方、雄踏文化センター、みをつくし文化センター内及び二俣公民館に(仮称)協働センターを配置する。

②公民館

- ・旧浜松市・旧浜北市の公民館及び二俣公民館を(仮称)協働センターとする。
- ・三ヶ日公民館を三ヶ日地域自治センターと統合し、(仮称)協働センターとする。
- ・天竜区内の小規模公民館を(仮称)ふれあいセンターとする。なお、併設する市民サービスセンター を組織統合する。

③市民サービスセンター

- ・公民館に併設されている市民サービスセンターは(仮称)協働センターへ組織統合し、名称も使用しない一方、単独の市民サービスセンターについては、名称も含め存続する。
- ・地域の人口増加などの環境変化に応じて、必要な再配置を行なう。ただし、なゆた浜北市民サービスセンターについては、区役所との距離が近く機能重複となっており、取扱件数が減少していることから廃止とする。
- ・区役所から半径 2 km以内に在る市民サービスセンター及び(仮称)協働センターの行政サービス機能については、今後の取扱い件数等の動向により廃止を検討する。
- ・行政サービスの提供方法の進展に応じて、市民の利用度や満足度を踏まえ、証明発行・届出機能の集約化を進める。
- ・引佐北部の行政サービス向上のため、郵便局に委託している証明書取次業務を引き上げ、鎮玉 診療所で行うとともに、取次業務を拡充する。

(2)(仮称)協働センターの役割

①基本的な役割

・地域づくりの拠点としての役割 まちづくり活動支援、情報提供・情報交換の推進、地域課題解決に向けた取組、地域団体のネットワーク化支援

・各種行政サービスを提供する役割(市民サービスセンター基本業務 102 種)

・生涯学習の拠点としての役割(従来の公民館業務)

②地域特性に配慮し、基本的な業務のほか、必要に応じて機能を付加する。

機能を付加する(仮称)協働センター	付加する業務	
舞阪	•地域防災	
	地域施設の利用許可・初期対応	
	・地域イベント支援	
引佐、三ケ日	・地域防災	
	地域施設の利用許可·初期対応	
	・地域イベント支援	
	•介護保険、国保•年金異動、後期高齢者医	
	療などの行政サービス	
	・中山間地域振興(引佐のみ)	
	・林道の簡易な維持管理(引佐のみ)	
春野、佐久間、水窪、龍山	・地域防災	
	地域施設の利用許可・初期対応	
	・地域イベント支援	
	・地域自治センター取扱の各種行政サービス	
	•中山間地域振興	
	・環境対策の初期対応	
	・農林道の簡易な維持管理	

(3)(仮称)協働センターの組織体制

- ①(仮称)協働センター職員を、地域のコーディネーターとして、コミュニティ担当職員に位置づける。
- ②(仮称)協働センターに市民協働スペースを確保する。
- ③(仮称)協働センターの企画・運営に対して、地域住民の参画を段階的に導入する。

(4)(仮称)ふれあいセンターの役割

- ①生涯学習など、生きがいづくりの役割
- ②各種行政サービスを提供する役割

(5)市民サービスセンターの機能の見直し

- ①著しく取扱件数が少ない場合の郵送、配達などの検討
- ②取扱業務の統一化の検討
- ③自動交付機の拡充と土・日曜日開庁の見直し
- ④住民基本台帳カードを利用したコンビニエンスストアでの証明交付など、サービス提供方法の検討

【協議事項】(案件名を記入してください)

④ 外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業

【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

<u>外国人の子どもの不就学解消が喫緊の課題</u>となっているが、<u>外国人の子どもの就学状況</u> や不就学の実態が正確に把握されていない。

<外国人の子どもの就学状況:平成22年5月1日現在>

区分	就学年齢にあたる	公立学校	外国人学校	差し引き数
	外国人登録者数①	在籍者数②	在籍者数③	1-(2+3)
小学校年齢	1, 875	1, 020	225	630
中学校年齢	882	522	123	237
合計	2, 757	1, 542	348	867

※推定不就学者数

(実質不就学者数は不明)

【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

外国人の子どもの就学状況や不就学の実態を把握し、不就学家庭との面談を通じ不就学の理由の分析を行い、ケースに応じたきめ細かな支援を行うことで<u>不就学の解消を図る。</u>また、<u>H23 年度より3ヵ年計画で将来に渡り不就学を生まない、全国のモデルとなる仕組みを確立</u>する。

【今後の主要事業】

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

< H23 年度>

国の「緊急雇用創出事業」を活用し、以下の事業を実施する。

- (1) 就学年齢の外国人登録者のうち、登録上、公立学校又は外国人学校に在籍していない子どもの家庭に訪問調査をすることにより居住及び就学の実態を把握
- (2) 外国人の子どもの実質不就学者リストの作成
- (3) 不就学家庭との面談による不就学の理由の分析
- (4) 不就学家庭への支援による不就学の解消
- (5)新たな支援策の検討
- (6) 将来に渡り不就学を生まない仕組みの検討

<H24年度、H25年度>

- (1)年度がかわることにより発生する異動状況の調査及び実質不就学者リストの更新
- (2)新たな支援策の実施
- (3) 将来に渡り不就学を生まない仕組みの試行・検証
- (4) 浜松モデルとしてのスキームの確立と全国への発信

【論点】

◆ 外国人児童の不就学解消に向けた3年間を目途とするスケジュールについて

【協議要旨】

◆ 外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業については、現スケジュールに基づき進めていく。

済物市の状況

外国人の子ども



外国人学校



→ 通級型日本語教室(はまっこ) → 母国語教室(まつっこ) ●派遣型日本語教室(まなぶん)

○バイリンガル支援員派遣

●ジュントス教室

○ 日本語教師派遣

○補助金交付

○ 教科書代助成

驪 艦

不就学が…

いる?いない?

足りないものは?

就学ガイダンス

虹の架け橋数室 俳 話

K

事業概要

不就学理由を分析 決め舗やかな対応を行う 居住実態を調査し、

実熊調査

「外国人学校在籍者」を差し引く 就学年齢の外国人登録者から N 「公立校在籍者」



調査訪問

実質不就学

不就学理由分析

ケースに応じた支援

個別面談

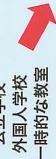
- 制度不案内
 - ○日本語能力
- 授業料負担
- 入学準備困難
- …なが ●適応障害

●専門家によるカウンセリング 新たな支援検討・実施 ● 入学準備支援制度

一時的な教室の在籍者

転入者 退学者





外国人学校 公立学校







将来にわたり不就学を生まない、浜松モデルの仕組みを確立

「外国人のこどもの不就学ゼロ作戦事業」

「外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業」を推進するため、関係諸機関から構成する実行委員会を設立します。 本事業の実施を通じ、より多くの関係機関や団体と連携しながら、浜松の多文化共生を推進していきます。

浜松多文化共生事業実行委員会



- 静岡県教育委員会
- 浜松商工会議所
-) 浜松市自治会連合会
- 厚生労働省静岡労働局浜松公共職業安定所
 - 法務省名古屋入国管理局浜松出張所
- 在 任 法 松 ブ ラ ジ ル 総 領 事 館
- 新田雄 🌑
- 静岡県警察浜松市警察部
- 公益財団法人浜松国際交流協会
- 浜松市外国人共生審議会
- 浜松市・浜松市教育委員会

不就学ゼロ作戦事業実施部会

割 / 「外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業」の企画・実施

贫

- 自治会連合会、 浜松市、浜松市教育委員会、浜松国際交流協会、 出 棒
- 浜松市警察部、外国人コミュニティ、外国人支援団体、外国人学校等
- ※アドバイザー/文部科学省、学識経験者等